

公共牧場ハブ機能強化等事業実施規程

28日草種協第35号

平成28年4月8日

第1 目的

公共牧場は、個々の畜産経営の飼料基盤を補完するとともに育成部門を担い、飼料自給率の向上、生産コストの低減、経営体質の強化等に寄与しているものの、近年、畜産農家戸数の減少や利用農家のニーズの変化等により利用率の低下した経営が多くみられている。

このため、一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）は、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8097号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、農林水産省の補助を受けて、地域畜産の核となる公共牧場ハブ機能強化プランの策定とプラン達成に向けた取組みに対して助成し、当該公共牧場の利用率向上を図るものとする。

この事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）と補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「農業競争力強化対策事業推進費補助金交付要綱」（平成17年4月1日付け16生産第8098号農林水産事務次官依命通知）及び実施要綱並びに「農業競争力強化対策民間団体事業（畜産関係対策）実施要領」（平成22年4月1日付け21生畜第1996号農林水産省生産局長通知）に定めるもののほか、この規程に定めるところによるものとする。

第2 事業の内容

この事業は、全国の公共牧場を対象に人材育成や技術向上を目的とした研修会を開催するとともに、次に掲げる経費を助成するものとする。

- (1) 公共牧場の機能向上を図るための「公共牧場ハブ機能強化プラン」（以下「ハブプラン」という。）の策定
- (2) (1)により策定されたハブプランの達成に向けた支援策

第3 対象公共牧場等

事業の対象となる公共牧場等は、3戸以上の畜産経営体が共同利用し、農協等の民間が所有・管理又は地方公共団体が所有し、農協等の民間が運営管理を委託されている公共牧場等であって、将来地域畜産の核としての役割が期待される牧場とする。

第4 公共牧場ハブ機能強化プラン検討委員会

第3の公共牧場等は、関係都道府県、市町村、普及組織、農業協同組合等の協力を得て、「公共牧場ハブ機能強化プラン検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を開催し、ハブプラン策定のための検討を行うものとする。

第5 助成対象経費及び助成率

第2の(1)及び(2)の助成対象経費及び助成率等は、別表のとおりとする。

第6 事業の実施手続き

1 実施計画書等作成

事業参加を希望する公共牧場等(以下「事業参加者」という。)は、別記様式第1号の事業実施計画書兼助成金交付申請書を作成し、協会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

なお、第2の(2)の事業の実施計画を提出する場合にあっては、事業の対象となる公共牧場等のハブプランを添付すること。

2 実施計画書等の承認

会長は、1により提出された事業実施計画書兼助成金交付申請書を審査の上、適当と認められる場合は、事業参加者に対してその旨通知するものとする。

3 実施計画書等の変更

事業参加者は、会長から2の通知を受けた後、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ会長に対して別記様式第2号により変更実施計画書兼変更助成金交付申請書を提出し、その承認を得るものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 助成金の交付決定額の増又は30%を超える減

4 助成金の概算払

(1) 事業参加者は、別記様式第3号により、交付決定額の出来高に応じて、助成金の概算払を請求することができるものとする。

(2) 会長は、(1)の概算払請求があった場合には、概算払請求書の内容を審査の上、適当と認められる場合には、事業参加者に対し支払額を通知するとともに、助成金を支払うものとする。

5 交付決定の取消

(1) 会長は、助成金の交付を受けた事業参加者が、助成金を他の用途へ使用し、その他事業に関し助成金の交付の決定に違反して使用したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(2) (1)の規定は、第7の3の確定があった後においても適用があるものとする。

第7 事業実績の報告等

1 事業実績報告書の提出

事業参加者は、事業終了後1ヶ月以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日までに、別記様式第4号による事業実績報告書を会長に提出するものとする。

2 事業実績報告書に添付する書類

事業参加者は、実績報告書の提出に当たっては、助成の対象となった証拠書類の写し及びハブプラン等の成果品を添付するものとする。

3 協会は、1の報告を受けた場合においては、事業実報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により助成金の交付決定内容に適合するものであるかを確認し、適合す

ると認めた場合には、助成金の額を確定し、事業参加者に通知するとともに、第6の4の概算払により支払った額が助成金の確定額を下回る場合には、事業参加者に対し精算払いを行うものとする。

第8 助成金の返還

- 1 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 会長は、事業参加者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超えて助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第9 事業の委託

会長は、別に定めるところにより、協会が実施する第2の研修会の開催、第7の事業報告の確認、その他本事業の円滑な実施に必要な事項の全部又は一部について、事業参加者の属する都道府県の畜産団体に委託できるものとする。

第10 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業参加者は、第6の助成金交付申請書を提出するに当たり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該助成金の交付申請から減額して申請するものとする。

ただし、当該助成金交付申請書の提出時において、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業参加者は、1のただし書きにより助成金の交付申請をした場合において、第7の事業実績報告書を会長に提出するにあたって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告するものとする。
- 3 事業参加者は、1のただし書きにより交付申請した場合において、第7の実績報告書を会長に提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の公共牧場ハブ機能強化等事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を協会に返還しなければならない。

第11 関係書類の整備

- 1 事業参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類又は伝票類等を、助成金を受領した会計年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しなければならない。
- 2 協会は、必要に応じて、事業参加者に対し、事業に係る経理内容を調査し、協会から助成金の基礎となった関係書類等の閲覧及び報告を求めることができるものとする。

第12 その他

- 1 事業参加者は、この事業を実施するに当たって、事業参加者が属する都道府県、市町村等の指導を受けるものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則（平成28年4月8日付け28日草種協第35号）

この規程は、平成28年4月8日から施行し、平成28年4月8日から適用する。

別表

事業区分	助成対象経費	助成率等
ハブプランの策定	検討会の開催や現地調査、普及・啓発資料の作成、シンポジウムの開催等に必要経費	定額
ハブプランの達成に向けた支援策	1 個体管理省力化技術の導入に要する経費（ICタグ、ICタグ管理システム、イージーブリード、テイルペイント等）	1 / 2 以内
	2 放牧地等の修復に要する経費（除草(薬剤散布を含む。)、除れき、耕起、整地、暗きょ整備、客土、土壌改良、施肥、播種、鎮圧等放牧地等の修復に要する経費及びこれら作業に必要な資材(除草剤、土壌改良材、肥料、種子等)、作業経費、調査等）	1 / 2 以内 <ul style="list-style-type: none"> 助成対象面積は、原則1ヶ所当たり1haを上限とする。 事業で新たに作付ける飼料作物の種子は、原則として「飼料作物優良品種種子利用促進要領」（昭和50年4月21日付け50畜B第233号畜産局長通知）第1の1において都道府県知事が指定する奨励品種であつて、品質の証明を受けたものであること。 施肥設計は、草地開発整備事業計画設計基準、都道府県の草地管理基準等に準ずるものとする。
	3 放牧管理施設等の改修に要する経費(牧柵、給水施設、繫留施設、避難舎及びこれらと一体的に整備する必要がある附帯施設)の整備、機器等の導入、調査等)	1 / 2 以内 <ul style="list-style-type: none"> 電気牧柵(ソーラー式、ポリワイヤー2段張り)120,000円+220円/m以内、牧柵(有刺鉄線3段張り)600円/m以内
	4 繁殖施設等の改修に要する経費(受精卵移植施設及びこれらと一体的に整備する必要がある附帯施設、機器等の導入、調査等)	1 / 2 以内
	5 機能集約のための家畜輸送費相当額	定額 <ul style="list-style-type: none"> 1頭当たりの助成金額は、1万円とする。 ただし、助成対象は、機能集約に伴い新たに増加した家畜に限る。

別記様式第1号

公共牧場ハブ機能強化等事業実施計画書兼助成金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会
会 長 野 口 政 志 殿

所在地
牧場名
代表者氏名 印

公共牧場ハブ機能強化等事業について下記のとおり参加したいので、公共牧場ハブ機能強化等事業実施規程第6の1の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 地域畜産の概況
- 3 地域の公共牧場の現状と今後の機能分担の構想
- 4 実施に要する(した)経費総括表

事業項目	総事業費	負担区分		備 考
		助成金	事業参加者	
検討会開催				
現地調査				
普及・啓発資料の作成				
シンポジウム等の開催				
個体管理省力化技術				
放牧地等の改修				
放牧管理施設等の改修				
繁殖施設等の改修				
家畜輸送				
合 計				

5 実施牧場の概要

所有者				管理者				
経営地 面積 (ha)	総面積	採草地	兼用地	放牧地	飼料畑	野草地	林地	その他
飼養頭 数(頭)	乳用牛		肉用牛		その他	合計		
	夏季							
	冬季							
預託農 家数	夏季		戸					
	冬季		戸					

注：前年度の実績を記入する。

6 実施計画（実績）

(1) 公共牧場ハブ機能強化プラン策定

ア 実施体制

(プラン策定に係る実施体制について図示又は記述する。)

イ 検討会開催計画（実績）

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容等

ウ 現地調査実施計画（実績）

調査時期	調査先	参加予定人数	調査目的

エ 普及・啓発資料の作成計画（実績）

タイトル	内容

オ シンポジウム等の開催計画（実績）

開催時期	開催場所	参加予定人数	内容

(2) 公共牧場ハブ機能強化プランの達成に向けた支援策

ア 個体管理省力化技術の導入計画（実績）

導入資材等の名称	導入理由

イ 放牧地等の修復計画（実績）

	カ所数	面積 (ha)	備考
放牧地			
採草地			
合計			

ウ 放牧管理施設等の改修計画（実績）

施設等の名称	改修の内容

エ 繁殖施設等の改修計画（実績）

施設等の名称	改修の内容

オ 機能集約のための家畜輸送計画（実績）

家畜の種類	対象農家数	対象頭数	備考
	戸	頭	
合計			

注：備考欄に従前に預託していた牧場名を記載する。

7 実施に要する（した）経費の配分計画（実績）

単位：円

助成対象 経費	経費の内訳	総事業 費	負担区分		算出基礎
			助成金	事業参加者	
検討会開 催	印刷製本費 会議出席旅 費 消耗品費 〇〇〇				
小計					
現地調査	調査旅費 謝金 消耗品 〇〇〇				
小計					
普及・啓 発資料の 作成	印刷費 〇〇〇				
小計					
シンポジ ウム等の 開催	会場借料 講師旅費 講師謝金 資料印刷費 〇〇〇				
小計					
個体管理 省力化技 術	ICタグ イージーブ リード 〇〇〇				
小計					
放牧地等 の改修	調査費 施工費 資材費 人件費 〇〇〇				

小計					
放牧管理 施設等の 改修	調査費 施工費 資材費 人件費 器材導入 〇〇〇				
小計					
繁殖施設 等の改修	調査費 施工費 資材費 人件費 器材導入 〇〇〇				
小計					
家畜輸送					
総合計					

注：事業実績報告にあつては、各経費の算出基礎となった領収書等の証拠書類を添付すること。

8 実施期間（完了）年月日

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

9 添付資料

- (1) 事業を実施する公共牧場の管理規定
- (2) 当該牧場の地図（機能強化のための施工ヶ所を表示すること。）及びパンフレット
- (3) 放牧地・採草地等の修復、施設の改修等を行う場合にあつては、施工前の写真。（実績報告にあつては、施工前・施工後の写真。）
- (4) 実績報告にあつては、ハブプランを添付すること。
- (5) その他会長が指示した書類。

別記様式第2号

公共牧場ハブ機能強化等事業変更実施計画書兼変更助成金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会
会 長 野 口 政 志 殿

所在地
牧場名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け○日草種協第 号で承認を受けた公共牧場ハブ機能強化等事業に係る実施計画を変更したいので、公共牧場ハブ機能強化等事業実施規程第6の3の規定に基づき申請します。

記

別記様式第1号に準じて作成すること。この場合、実施に要する経費については、変更前を上段に（ ）書きで、2段書きとすること。

別記様式第3号

公共牧場ハブ機能強化等事業概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会
会 長 野 口 政 志 殿

所在地
牧場名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け○日草種協第 号により助成金の交付決定通知のあった
公共牧場ハブ機能強化等事業について、下記のとおり金 円を概算払により交
付されたく、公共牧場ハブ機能強化等事業実施規程第6の4の(1)の規定に基づき、申請し
ます。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額⑤ =② × %	今回概算払 請求額⑥= ②× %- ⑤	残額⑦= ②-⑤ -⑥	備 考
	事業費 ①	助成金 ②	事業費 ③	助成金	事業出来高 ④=③/①				
検討会開 催					%				
現地調査									
○○○									
合計									

注： それぞれの項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根
拠として、月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

○○銀行 ○○支店 ○○預金 口座番号○○○○ 口座名義○○○○ (フリガナ)

別記様式第4号

公共牧場ハブ機能強化等事業実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会
会 長 野 口 政 志 殿

所在地
牧場名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け○日草種協第 号により助成金の交付決定通知のあった公共牧場ハブ機能強化等事業について、下記のとおり実施したので、公共牧場ハブ機能強化等事業実施規程第7の1の規定に基づき、報告します。

(なお、既に交付決定のあった助成金 円との差額 円の支払いを請求します。)

記

(別記様式第1号に準じて作成することとし、計画額を()書きで上段に、実績額を下段に記載すること。)

別記様式第5号

平成 年度公共牧場ハブ機能強化等事業に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会
会 長 野 口 政 志 殿

所在地
牧場名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け○日草種協第 号により助成金の交付決定通知のあった
公共牧場ハブ機能強化等事業助成金について、公共牧場ハブ機能等事業実施規程第9の3の規
定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて助成に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条
の補助金の額の確定額（平成 年 月 日 日草種協第 号による助成金額の確定通知
額） | 金 | 円 |
| 2 助成金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 助成金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となるものを添付すること。